

Title	Empire, Reichの新用法とその語義及び譯語について
Sub Title	
Author	間崎, 万里(Masaki, Masato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.18, No.2/3 (1939. 11) ,p.1(187)- 46(232)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	占部博士古稀記念號
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19391100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Empire, Reich の新用法とその語義

及び譯語について

間 崎 万 里

はしがき 私は曾て慶應義塾普通部の教師をしてゐたとき、世界大戰の結果、ドイツ帝國が崩壞して共和國が建設せられた後も、なほ依然として外國の新聞雜誌に The German Empire といふ文字が見えるところから、『共和國を指して「エンパイア」といふのは一體どういふ譯か』と、訊かれたことがある。その後當時の回答を敷衍して『Empire の意味に就いて』といふ論文を大正十年九月刊行の『三田評論』第二九〇號に掲げて置いた。次いでドイツに政變が行はれ、ヒットラー總統が天下をとるに及んで、又もや The Third Empire とはどういふ譯かと訊かれたのである。質問者は何れも英語の教師であつたが、民主主義の共和國である前者、即ち The German Empire に大統領が居り、全體主義の獨裁國である後者、即ち The Third Empire に總統兼宰相がゐて、何れにも皇帝がゐない。なるほど『エンパイア』といへば、直に『帝國』と譯することの癖の附いてゐる人々に、不審の起るのも無理ならぬことである。

これはドイツに限られたことではなく、イギリスに於ても、最近新しい意味に於ての The British Empire といふ語が使用せられて居る。それで、The First British Empire, The Second British Empire や The French colonial Empire, The medieval religious Empire など、皇帝の有無に拘らず、Empire なる語が使用せられてゐるのである。

これについては、從來教室その他に於て、折々説明を試みつゝあつたのであるが、特に神聖ローマ帝國や英帝國に興味を持た

Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について (間崎)

れてゐる占部百太郎先生が、古稀の壽を迎へられたるに際し、これを綜括して記録に留め、聊か祝意を表したいのである。

目 次

一 序 説

二 在來の譯語とその用法

三 ドイツに於ける「ライヒ」の新しい意義

a ワイマー憲法が生んだ Reich の意味

b Das dritte Reich の意味

四 イギリスに於ける「エンパイア」の新しい意義

a The British Empire の舊來の意味

b 英王の稱號としての Emperor の意味

c The British Empire の意味

五 結 論

一 序 説

Vocabulary is a fairly safe index of a country's intellectual outlook. と『ルネサンス』の著者は言つてゐるが(一)、言葉は單に思想的方面の指標たるばかりでなく、故ファース教授も The British Empire なる用語の發達を説明する際に言つてゐる如く、『それに加はつた新しい意味は何れも特殊時期の政治

状態から生れたものである(二)』。又名は體を表はすとも言はれてゐる通り、言葉の蔭には曾て實體が存してゐたはずなので(三)、言葉は言はゞ歴史的事實の『遺跡』とも『遺物』とも見られる。言葉に残された歴史を探ることも、過去の石器や土器について歴史を考察することも、等しく有意義なことではなくてはならぬ。こゝでは、現代の意味に於ける Empire と Reich の意味について考察して見よう。

(一) E. Sichel, *The Renaissance* (H. U. L. no. 93), 1914. P. 12.

(二) *The British Empire*, by C. H. Firth, in the *Scottish Historical Review*, Vol. XV, no. 59. April, 1918. P. 185.

(三) “*Sous la coquille, il y avait un animal, et, sous la document, il y avait un homme.*” (H. Taine, *Histoire de la littérature anglaise*, Tome I. 4^e éd. 1916. P. VI.) 瀬沼茂樹譯「文學史の方法」(岩波文庫)一六頁。(追記) 本文校了組置後に入手した最近刊、Sir John A. R. Marriott, *The Evolution of the British Empire and Commonwealth*, 1939. p. 1. にも “The cumbrous title of this book corresponds to historical facts.” とある。

二 在來の譯語とその用法

フランス語の『アンピール』と英語の『エンパイア』は發音を異にするのみで、同じ文字を用ゐてゐるが、この Empire とドイツ語の『ライヒ』(Reich)は、從來何れも一般に同義語として取扱はれ、すべて同一に『帝國』と邦譯せられ、何人も之に疑念を抱くものはなかつたのであらう。しかるに今日ではさう簡單には片附けられないのである。最早や舊來の帝國といふ譯語だけでは收らぬ様になつた。三つ

身の衣服は大人の用には適しないのである。

先づ我が國に於けるその譯語から調べて見よう。前述の如く是等の語は從來國家を表示する場合に於て、殆んど例外なく何れも『帝國』と譯されてゐた。ありふれた辭書^{*}について之を見るに、英和辭書に於ては、次ぎの如くに記されてゐる。

^{*} 次ぎの引用に於ては直接關係なき語學的符號、説明等は省略せられ、字體を變更し、傍點が附加されてゐる。

一、井上十吉著 ^{井上}英和大辭典 (大正四年初刊)

empire (一) 帝權、(二) 帝政、帝國政府、(三) 帝國、(四) 統轄、支配、(五) 勢力^(中略)—the Empire ^[史]^(通稱) 神聖羅馬帝國。

二、藤岡勝二著 大英和辭典 (大正十年初刊)

empire (一) 帝國、(二) 帝權、主權、君權、(三) 支配、勢力—Eastern Empire 東^{ローマ}帝國^(中略) First Empire, Napoleon I.

ノ帝國—Holy Roman Empire 神聖^{ローマ}帝國—Lower Empire ^{カール大帝の}帝國—Second Empire, Napoleon III. ノ帝國

—the Celestial Empire 支那帝國—the Empire ① 神聖^{ローマ}帝國、② = First Empire—Western Empire ① 西^{ローマ}帝國、

② 神聖^{ローマ}帝國。

三、三省堂編輯所編纂 三省堂英和大辭典 (昭和三年初刊)

empire (一) 帝國、皇國、(二) 帝權、主權、統轄、支配、(三) 領域、管內 Eastern E. (又 E. of the East). ^[佛史] 一八〇四年 正

月十八日 Napoleon Bonaparte 方創立^シ一八一四年四月五日マデ續イタ 帝國、—Greek E. 東^{ローマ}帝國—Latin E. ^{カール大帝の}帝國^(中略)—New

E. ^[英史] 新帝國—Roman E. ^{ローマ}帝國—Second E. ^[佛史] 第二帝國 the E. (a) = First E. (b) = Holy Roman

E. —Western E. (又 E. of the West). 西^{ローマ}帝國^(中略)

四、齋藤秀三郎著 熟語英和中辭典 (昭和八年再刊)

Empire 帝國、皇國。(一)(=extensive dominions)天下(世界)の領土。The British Empire. 英領(海外領土)。(三)(=supreme dominion)天下の大權。(中略)(四)(over anything)絶對權。

五、岡倉由三郎編 新英和大辭典 (昭和十一年初刊)

empire (一)帝國、皇國、皇帝領(中略)Empire of the East (West); the Eastern (Western) Empire 東(西)ローマ帝國、the British Empire 大英帝國 (英國皇帝統治下の全領土) the Empire 1) (=the British Empire 2) [英] (通稱) 神聖ローマ帝國 (=the Holy Roman Empire) (ト略)

六、勝俣銓吉郎編 英和活用大辭典 (昭和十四年新刊)

empire 帝國、領域、統治權。(中略) The British is a colonial empire. 英國は植民的帝國である。a dual empire. 二元君主國 England is the mistress of a far-flung empire. 英國は廣く世界に版圖を有する國である。one of the world's mightiest empires. 世界最大の帝國の1つ a moribund empire. 滅亡に瀕する帝國 a seelocked empire. 海に圍まれた帝國(中略) a vast empire 廣大な帝國 a worldwide empire その領土世界に普ねき帝國 (中略) the Empire of Japan 日本帝國 the empire of reason 理性の領域。(註) 最新刊の本書に於ては傍點を附したる分の外は皆帝國と記されてある。

以上の諸著に於ては、次ぎに掲げる佛和辭典に於けると同じく、(一)と(二)に於て見る如く、本來の語義とその後の意味に重きを置けるとにより、その配列の順序には相異あるも、何れも『エンパイア』が、主として皇帝のある帝國を示し、さもなければその領域を指し、その引例に於ても皆諸帝國を掲げ、皇帝のゐない本國は擧つてゐないのである。たゞ(三)(四)(五)に於ては新に帝國の後或は前に皇國とい

ふ譯語が加はつてゐるが、これは日本にのみ適用せられるものであつて、譯語としては問題外に置くべきものであらう。

七、白水社刊模範佛和大辭典 (大正十年初刊)

empire (一) 帝國、皇國、le premier Empire, 第一帝政 (中略) — le second Empire, 第二帝政 (中略) (二) 國^{*}、土地 — empire des morts, 冥土 — le sombre empire, (下略)

八、丸山順太郎編コンサイス佛和辭典 (昭和十二年初刊)

empire 皇國、帝國、帝政。國。(下略)

* 以上三著に於て國とあるは、そのフランス語の原典と見るべきものやその引例から推察すれば、これは比喩の場合を示すものにて、現實の國ではないであらう。

九、登張信一郎著新式獨和大辭典 (明治四十五年初刊)

Reich 帝國、邦國 (Königreich) 王國 (in der Naturgeschichte); (w) das Heilige Römische ~ (Deutscher Nation) 神聖羅馬帝國、~ der Mitte (China) 中華、

一〇、片山正雄著雙解獨和大辭典 (昭和二年初刊)

Empire (Kaiserreich Napoleons I.) 奈翁一世の帝國。

Reich (一) (groses ~) 國、邦、邦國。 (Kaiser-) ~, 帝國。 (König-) ~, 王國 (Herrschaft) 主權、統治權、治世。 das Himmlische ~, (China) 中華。 (w) dein ~ komme! 御國 (貴國の治世) を來させよ (二) A (Deutsches ~), * 獨逸帝國

q (Deutsche Republik.) 獨逸共和國 (一九一八年の革命以來 Reich としての國體を以て) das Heilige Römische ~ (deutscher Nation),

(獨逸國民の) 神聖羅馬帝國。(中略) (三) (umfassendes Gebiet, Inbegriff aller Dinge einer Art) 界、範圍。 die drei ~ e der Natur, 自然の三界 (植物界、動物界、礦物界)。

一一、竹風 登張信一郎著 大獨日辭典 (昭和八年刊)

Empire (Kaiserreich Napoleons I.) ナポレオン一世の帝國。

Reich (1) lat. (Regnum Regierung, Herrschaft) 政治、治世、統治、主權、統治權。(Gebiet) 版圖、領土、國土。(2) (grosser Staat) 大國、國家、國、邦。(Kaiser-) 帝國。(König-) 王國。das alle deutsche Reich 大戰前のドイツ帝國。das Deutsche Reich (今) ドイツ(共和)國。Reich der Mitte 中華民國。das Heilige Römische Reich (deutscher Nation) (ドイツ國民の) 神聖ローマ帝國。(下略)

獨和辭典に於ても英和、佛和辭典と異なるところなく、その片山、登張兩氏の大戦後の二著に於ても Empire に對しては敢て異なるところなきも、もとその同義語であつた Reich に於ては單に Kaiserreich, Königreich としての帝國と王國を示すのみならず、後著に於て Gebiet としての版圖、領土、國土の支配地域を示せる外、前著に於て grosses Reich としての國、邦、邦國、後著に於て grosser Staat としての『大國』『國家』、國、邦が示され、初めて近時の新用法が明示せられ、なほその用語例に於て、前著に於ては (二) A (Deutsches Reich) a 獨逸帝國と b (Deutsche Republik) 獨逸共和國の區別を挙げ、『一九一八年の革命以來 Reich はこの意味に用ふ』と註記せられ、後著に於ても das alte deutsche Reich は大戰前のドイツ帝國、das Deutsche Reich は(今の)ドイツ(共和)國と記し、大戰を境として、帝國ならざる『ライヒ』の生れたことを説明してゐるが、未だドイツに於ての、第一、第二、第三『ライヒ』なる用語は示されてゐない。斯様な新語は、第三『ライヒ』成立の少し前から使用せられ始めた言葉で

あつて、今日謂ふ所の第一『ライヒ』は、後著に於て見る如く、ワイマー共和國成立以後は所謂ドイツ國民の神聖ローマ帝國或はプロシヤ・ドイツ帝國を、單に『舊帝國』(das alte Reich od. das alte deutsche Reich)として之を區別したに過ぎず、第一、第二 Empire が多少使用せられてゐるイギリスの場合(一)を除けば、それまでは常に英佛獨語の辭典の引例に見る如く、ナポレオン一世と三世の帝國を指す言葉であつて、『第三帝國』或は『第三ライヒ』は未だ生れてゐない。舊來の用法に於て、これを稱するとき、常に精神的或は理想的なるものを指すに過ぎないのであつた(二)。

(一) A. B. Keith の著書に The First British Empire, 1830 とあるがあり、又 The Foundation of the Second British Empire (Ramsay Muir, A Short History of the British Commonwealth, 2nd. ed., 1922. Vol. II. P. 134); The Disruption of the First Colonial Empire, and a Second White Empire came into being. (Sir John Marriott, This Realm of England, 1938. P. 377) などと記され、第三英帝國はマリオットの新著に初めて出現してゐる(八頁)。

(二) これについては後に述べべきも、その一例として『第三帝國』の項に『肉の世界を第一帝國、靈の世界を第二帝國と考へ、靈肉調和の來るべき世界を第三帝國と名づけたもの。イブセンの『皇帝とガリレア人』(Kejser og Galilaeer)の最後の場面、神祕家マクシモス(Maximos)の言葉“Det tredje rige skal komme!”(第三帝國が來るでせう)が出典。原語の rige は一般に『國』を意味して必ずしも『帝國』ではないが、慣用に從つて置く。〔西田〕(富山房「國民百科大辭典」第八卷二三二頁左側)とある。

三 ドイツに於ける『ライヒ』の新しい意義

英佛語に於ける Empire が、ドイツに於ても特有の言葉と認められてゐたことは、諸種の獨語百科辭典に於て、以前には Empire の項目があつて獨立した Reich の項目がなく、近來に至り Reich の項目が加はつたことによつても知られる*。これはこの語が新語義を生み重要性をもつに至つたことを示すものであつて、ワイマー憲法に採用せられた新用語法は、更にナチスの用法へと移り行いたのである。

*例へば Meyers Kleines Konversations-Lexikon. 6te. Aufl. Neuer Abdruck, 1900 には Empire の項目はあるけれども、Reich の獨立した項目は見當らない。當時重要性を持たなかつたものと解される。もちろん、他との複合詞を構成してゐる分についてはこれは問題外である。目下マイヤー各版を引用することは出来ないけれども、戦後に出でた Meyers Lexikon, Bd. X. 7te. Aufl., 1929 にも Reich の項目がある。

Reich (lat. Regnum), Herrschaft, Regierung; Gebiet; Inbegriff zusammengehöriger Dinge (Pflanzen, Mineralreich usw.); grosser Staat (Kaiser-, Königreich), besonders das alte deutsche Reich. (十通) といつて、大國を意味することが新に示されてゐる。

又 Brockhaus に於ても第十四版(一九二〇年)になきこの項目が、第十五版(一九三三年)に見られる。又その小辭典(Der Sprach-Brockhaus, Deutsches Bildwörterbuch für jedermann, 1935) にも Empire (S. 146) と Reich (S. 515) がともに掲げられ、前者は簡単に Kaiserreich (bes. Napoleon I.) ともあるも、後者は稍詳しく次ぎの如く新意義が記されてゐる。即ち、

1) grosses Land, Staat, Gebiet: das R. der Perserkönige; das Römische, Britische, Russische R.; das R. der Mitte, China, das R. der Toten, das Jenseits; das R. der Töne, die Welt der Musik. 2) kurz. für: das Deutsche R.; er ist aus dem R. ist Reichsdeutscher; das alte R., der deutsche Staat vom 9. Jahrh. bis 1806.

したがって Der Grosse Brockhaus. 15te. Aufl. Bd. XV., 1933. S. 509 にも相當詳しく新意義が記され、Der Grosse Herder,

4te, völlig neubearbeitete Auflage, 1934. Bd. IX. には一層詳しい記述を見ることも。又 Larousse universel en 2 volumes 1923-Tome second, p. 753. 及び Larousse du XXe Siècle en six volumes, Tome cinquième, 1932. P. 988 には前になかったこの項目に於て次ぎの如き同一の記事を収めてゐる。即ち Reich Mot allemand designant "l'Empire allemand" c'est-à-dire l'ensemble des Etats allemands soumis à une même autorité (impériale ou de forme républicaine). とあるが、之はドイツ共和國の成立後この語が重要性を加へたのによるもので、本書はまだ第三「ライヒ」以前の出版なのである。

a ワイマー憲法が生んだ Reich の意味

所謂『ワイマー憲法』、正しくいへば一九一九年八月十一日のドイツ(共和)國憲法は、その第一條に於て政體を規定してゐるが、それには『獨逸國ハ共和政體トス』とある。これは一般に行はれてゐる美濃部達吉博士の譯文であつて、この譯文を讀んだところでは何等の疑念を生じないのである。ところがその原文は Das Deutsche Reich ist eine Republik. となつてゐる。これを英文にすれば The German Empire is a republic. となる。Reich といふドイツ語は、前述の如く、英語の『エンパイア』、同じ綴字の佛語で『アンピール』となるのであるから、從來の用語法では、マイヤー又はブ洛克ハウスの百科辭典(一)にも記してある通り、Empire ≡ Kaiserreich ≡ 帝國である。もしこの條文を從來通りに直譯すれば『ドイツ帝國ハ共和政體トス』となるのであるから、帝國が共和政體では理窟に合はない。その用法には幾分か無理があつた。それでハンス・クレミン氏(二)も、ワイマー憲法がドイツ共和國に對し『ライヒ』といふ名稱を持続したことは、外國では奇異に思はれた(中略)。それで今日國際條約に於ては、外

國語であつてもドイツの名稱に Reich が用ゐられる。例へば le président du Reich Allemand の如きであるとし、又ビューラー氏の著書(三)にもかく註記せられてゐるのであつて、ライヒといふ語は、ここにドイツ特有の意味を持つ様になつたのである。我が國では英語のエンパイアに相當するライヒは從來常に帝國と反譯せられる慣例であつたので、この憲法中に含まれてゐるライヒ關係の用語、即ち Reichstag, Reichsrat, Reichskanzler, Reichspräsident, Reichsgericht などに、帝國何々と譯したくなるのであるが、それでは共和國としてのこの時のドイツ國には適合しない。殊に Reichstag は帝國時代の前憲法に使用されてゐるところの全く同じ文字なのである。しかるにオッグ氏も言へる如く(四)、『ライヒ』が帝國を意味したのは一九一八年以前の意味である。それ故その譯語には誰しも多少の苦心を要する次第であるが、昭和十二年に於てすら、『ドイツの政治制度の翻譯で誰でも困るのは Reich と Land の譯であるが、本書では前者を『聯邦』、『後者』を『支分國』と譯することにした。聯邦制度の廢止前と廢止後とは譯を變へるべきではないかといふことも一應は考へてみたが、現にドイツにおいても實質は兎、角、言葉だけは残つてゐるのであるから、讀者諸氏の賢察に任せることにして聯邦制度の廢止後も『聯邦』、『支分國』の譯語を用ゐた。この點誤解があつては不可いから一言斷つておきたい』(五)といふ斷り書きを見るのである。かくライヒを『聯邦』と譯することは、それがライヒ本來の意味の一部をも含むものなので、必ずしも不當であるとは言へない。共和國としてのライヒを『帝國』と譯するよりか優つてゐる。

しかしこの譯語は一般には行はれてゐないのである。

美濃部博士はずつと以前から、ドイツ憲法の邦譯に際し、ライヒには『國』、ライヒを冠した複合詞には、邦語としては餘り口調の好くない『國』或は『國ノ』の字を配して、ワイマー憲法の第一條第二項の Staatsgewalt (『國』權) と同じに、ライヒスターク 國議會、ライヒスラート 國參議院、國宰相、國大統領、或は國ノ領土、國ノ法律、國ノ政府など、譯されたのである(六)。これは當時としては餘程意を用ゐた譯語であつたと思はれるが、博士の敎を受けた土橋友四郎氏は、その世界各國憲法(七)中の獨逸國憲法の項に於て、右の譯語を、さうして恐らく譯文をも、その儘採用せられてゐるやうであるが、氏の新著『ナチス獨逸國の修正憲法』(八)に於ては、以上の用語にすべて『獨逸』の文字を加へて、獨逸國議會、獨逸國參議院、獨逸國宰相、獨逸國大統領などとなし、前著に於て譯語の不穩當を補うために附してあつた「ルビ」も、後著に於ては一切省略せられてゐる。前にドイツ帝國と譯せずともドイツ共和國と譯することには何等の不都合もなかつた筈の『ライヒ』が漸くにして『獨逸國』といふ譯語に落着いたのである。さうして本文脱稿後刊行された矢野・田川兩氏共譯の新著にはその儘ライヒの語が用ゐられてゐる(九)。

しからばワイマー憲法は、何故に共和國としては若干不都合な、さうして幾分語義を曖昧ならしめる『ライヒ』といふ言葉を用ゐたのであらうか。ビューラー氏は憲法の第一編獨逸國の構成及び權限といふ表題に註記して、『新憲法はドイツの全國を示すためにライヒといふ記號を保持した。この語は一八七

一年の帝國憲法によるもはた古代の用語法によるもこれに相當するラテン語の Imperium は王國や帝國を意味するけれども『(一〇)とあり、マンロー氏もまた『この「ライヒ」といふ語は民衆の感情を重んじて持續せられた。これは普通にはさう反譯せられるけれども、必ずしも「エンパイア」を意味するものではない。共和國の憲法に於ては、この語は「ネーション」又は「コンモンウェルス」を意味する。ワイマー憲法の起草者達は「ライヒ」(の文字)を保留することが全く共和の政體に適合するものと信じた。いけない筈はない。ドイツ人はフランス共和國を表示するのに Frankreich という語を使用してゐる』(一一)といふにある。これによつて彼等ドイツ人が從來久しく使用し來つた『ライヒ』の文字に如何に執着を感じてゐたかが分る。この地に於ても、一部のものの間には、復辟運動や感情はなほつゞいてゐたのであるが、それはヒンデンブルクが大統領となつて、共和國の憲法に誓詞を立てたので、やつと解消するに至つた。かくて帝國が再現せられなかつたことの結果、ライヒは單なる地域的國家としての意味が残ることになつた。これはワイマー憲法の作つた新意義である。次ぎに述べる如く、ヒットラー氏が總統兼宰相(一二)であつて所謂皇帝ではないのに、依然として『ライヒ』の語が用ゐられてゐることも、右述ぶるが如き、新に生れたドイツ特有の用語法に基くものである。

(1) Meyers Lexikon, Bd. III. 7te. Aufl. 1925. S. 1608. Empire の語は Reich, Kaisertum, Kaiserreich, besonders das französische unter Napoleon I. (le premier E.) und Napoleon III. (le second E.) (七編) ともあり、Brock-

haus Handbuch des Wissens in Vier Banden, Bd. I. 1922, S. 671. Empire の 語 も 等 し く Kaiserreich, bes. das franz. unter Napoleon I. und Napoleon III. とも。

- (11) Hans Gmelin, Einführung in das Reichsverfassungsrecht (Wissenschaft und Bildung, Nr. 258), 1929, S. 20. の名稱を保有したことの理由として、ドイツ人には『ライヒ』といふ語を以て、一定の政體との關聯を考へないで、直にドイツの全國家であることが分り、この語の regnum 即ち王國との親縁關係は夙に忘却せられてゐることを擧げ、外國でライヒに相當する用語、フランス語や英語の empire、イタリー語の imperio などが、常に明かに imperium 即ち帝國を想起するのは異つてゐると説き、ライヒとエンパイアとは本來異つた意味の言葉であるかの様に説明してゐるが、ライヒといふ語が、かく變化しつゝあつたにしても、判然かく使用されるに至つたのは、このときからなのである。もちろん『ブリタニカ』第十一版九卷三四六頁に記してある通り、『しかし一八七〇年、ドイツ聯邦が出来たとき、この稱號の最も重要な新用法が始まり、統一ドイツの元首となつたプロシヤ王はこの資格に於てドイツ皇帝の稱號を受けた。こゝに皇帝の稱號は聯邦の元首を表明することゝなり、散漫なるドイツ聯邦の長であつた十七・八世紀の神聖ローマ皇帝はこゝにその後繼者を見出したものと言へよう。しかしこの語が廣く散漫に使用せられたのは十九世紀に於てである。』

- (12) O. Bühler, Die Reichsverfassung vom 11. August 1919 (Aus Natur und Geisteswelt, Nr. 1004) 1927, S. 37.

- (13) Frederic Ogg, The Governments of Europe, rev. ed., 1926, P. 723.

- (14) エフ・エルマート著 貝島兼三郎譯 ナチス準戰時國家體制 (昭和十二年刊) 凡例六頁。以上の斷り書にも拘らず本書には『第三帝國』なる譯語が頻出してゐる (一九頁、六四頁、八九頁等)。

- (15) 美濃部達吉譯 歐洲戰後の新憲法 (大正十一年刊)。

- (16) 土橋友四郎著譯 日本憲法 比較對照 世界各國憲法 (大正十四年刊)。

- (17) 土橋友四郎著 ナチス獨逸國の修正憲法 (昭和十三年刊)。

(九) オットー・ケルロイター著 矢部貞治、田川博三譯 ナチス・ドイツ憲法論(昭和十四年五月十日刊)。

(一〇) ビューラー、三六七頁。

(一一) W. B. Munro, The Governments of Europe, new and revised edition, 1931. P. 618, note 2.

(一二) この稱號は最近短縮せられて單に總統のみが用ゐられることになつたといふ(東京日日新聞本年八月五日號)。Führer は本來黨首或は國民の指導者を意味する言葉であるが、我が國では一般に總統と譯されてゐる。例へば獨逸大觀一九三九年版産業特輯號に於ても、指導者よりも總統(三三頁、口繪の寫眞説明、四三頁、四四頁等)と譯されてゐる方が多い。

b Das dritte Reich の意味

前述の如く、從來第一帝國(Le premier Empire)第二帝國(Le second Empire)といふ時には、フランスに於けるナポレオン一世の帝國とその甥に當るナポレオン三世の帝國を指すものであつた。それは獨語の百科辭典マイヤー及び Brockhaus が共に Empire の項目に於て、その適例としてこれを第一位に擧げてゐるのによつても知られるのであつて、フランスにはいまだ第三帝國は生れないのである。

しかるにこゝに Das dritte Reich なる新造語がその歴史的存在に先行してドイツに流行することゝなり、次いで現實にその國家の誕生を見るに至つた。

その造語者は、ハーヴァード大學のマークス教授によれば、世間に誤り信ぜられてゐる様にナチスではなく、一九二二年(?)に出版された書物の表題としてこの流行語を造つた Moeller van den Bruck である(一)。かくて第一、第二帝國のあつたフランスに未だ存在しない第三ライヒが、從來第一、第二ライ

ヒを唱へなかつたドイツに出現することとなり、それより溯つて、新に出来た今日の分類である第一ラ
イヒが、初めて唱へられ出したのである。現在のドイツ國に名稱を與へた氏の Das dritte Reich と題す
る書物は、その英譯書(二)に序文をかけた M. A. Hamilton 女史によれば、一九二三年、ドイツにとり
最も不幸な年、即ち賠償金不拂を理由としてフランスとベルギーの聯合軍がルール地方に侵入した年に、
初版を刊行したとあつて、初版刊行の日附につき兩者の間に一年の差(三)を見るのであるが、それは兎
に角、本書の原著者は、ヒットラーの出現による國民的使命を知ることなくして、一九二五年に不治の
精神病から解放せられんがために自殺を遂げたのである(四)。本書が大に流行するに至つたのは、それか
ら五年後(一九三〇年)に再版を見た頃からのことで、その間に本書の主張は漸次多くの青年の胸にし
み込み、一九三一年までに、この書は國民運動に不可欠のものとなり、殆んどそのバイブルとなつたと
すら言はれてゐる(五)。ハミルトン女史はその英譯書の序文に於て、

『Das dritte Reich は英語では The Third Empire と譯し得るのみである、でもその反譯は Reich と
いふ原語に附着してゐる神祕的な聯想の或る者を、さうしてその炬火の如き性質の殆んど一切を失ひ、
却て必ずしもそこに存在してゐない觀念を容れてゐる。ライヒは realm である、——政策と政治の領
域であるばかりでなく、精神の領域でもある。Das dritte Reich はドストエフスキの第三ローマと
の類似を暗示する。この類似は今日のドイツに名及び名以上のものを與へた書物の思想を彩つてゐ

る、恰もこの類似が——激情的な、形の豫言的な、殆んど鮮かに輸血された——この著作を彩れる如くに』

と言つてゐる。第三ライヒが現實に悲哀を感じた人類の求める理想的精神的の國土として憧憬せられたことは一切に止まらない。ドイツに第一ライヒの倒れたときも、第二ライヒの亡びたときにも、これを見たのである(六)。しかし第三ライヒの思想は、現實から脱出した哲學的の觀念である。本書の表題となつてゐる『第三ライヒ』といふ語が喚び起す概念は、不思議な雲の様な感情の籠つた浮動的なもので全く次ぎの世界のものである(七)。この點は前述のイプセンにその出典を見る靈肉調和の未來の世界、即ち理想の世界から來たものであらう。又イギリスの場合に於ても British Empire といふ言葉が極く最近までは現實よりも渴望だつた(八)のと同じである。それで彼等ドイツ人が最高の且つ最後の哲理として飽くまで執着すべきこの第三ライヒの思想はこれを具體的現實に移されたときにのみ實を結び得るのである。理想の夢を去つて現實の國家を具現せんとする運動が、第三ライヒの著書達によつて起された譯である。それで十一月九日の革命から立ち上つた新國家はもう既に第三ライヒである。民主的の、共和的の、論理的には完全なそれであると説いたものもあつた(九)。しかるに是等その他の理想論者の説く所はナチスの理想とする第三「ライヒ」ではなかつた。ナチスはこれを認めないのである。マークス教授もその著に於てこれを神聖ローマ帝國の大空位時代に擬して、Interregnum-Weimar Democracy と説き、

ナチスはこの所謂『偽りの聯邦國家』を Systemzeit として拒け(一〇)、一九三三年一月三十日のヒットラーの政權獲得を以て、フーヴァの書物の表題に見られ(一一)、マークス教授も言へる如く(一二)、ドイツはこの所謂『指導者國家』(Führerstaat)を以て、『第三ライヒに這入った』のである。『第二ライヒは過渡的ライヒであつた』(一三)、『第二ライヒは不完全なライヒであつた。それは第一ライヒのときからこの第二ライヒと並んで存立を續けてゐたオーストリアを含んでゐなかつた。それは我等には之を大ドイツライヒへ到達すべき廻り路としか考へられない小ドイツライヒであつた』(一四)と、『第三ライヒ』の著者は説いてゐるが、今やこの大ドイツライヒは實現せられたのである。現實の國家として具現したる第三ライヒは最早や理想的の概念ではない。政治的概念となつたのである。

かく政治的内容の籠つた Das dritte Reich をワイマー憲法に於ける Das Deutsche Reich と比較するときは、前者は獨裁的全體國家であり、後者は自由主義的共和國家であつて、政治的内容は異なるも、そのライヒといふ文字だけをとつて見れば、何れも皇帝のゐないライヒ、即ちエンパイアたる點に變りはないのである。これに於ては、大國としての地域的國家の概念が、主たる共通概念として重きをなしてゐるのである。

かくてシェーマン氏がその近著に於て The new Reich を説明して言へる如く『この反譯し難い用語は記憶に上らない太古からして、Länder 即ち領域的諸國の集團と、その中央政府或は聯邦政府をとくに

用ゐられ、その帝政たると共和政たると獨裁政たるとを問はない』(一五)といふことになつたのである。

さうしてシューマン氏は「ライヒ」に於ける『帝國』なる意味を全く看却してゐるけれども、以上二つのライヒに於ける新意義は、世界大戰以後に生れたものであつて、それはワイマー憲法採用の際に於ける前述の經緯についても知られるのである。もちろん以前から *Weltreich*, *Kolonialreich* なる用語は一般に使用せられてゐるけれども、これは第二義的なものであつて、動物界、植物界、礦物界(*Tier-, Pflanzen- und Mineral-reich*) などといふのと同じである。戦前に於ける政治的主權國家としてのライヒは、概して帝國即ち皇帝の君臨してゐるライヒを指したものである。

戦前のドイツに於ては、今言つた通り、政治上の用語としては、第一、第二ライヒといふ概念は存しなかつた。彼等の所謂第二ライヒ倒れて始めて、……*das Zweite Reich* *Bismarcks die entscheidende Grundsteinlegung zum Dritten Reiche* *Adolf Hitlers gewesen ist.* (一六)と言ひ得るのであつて、かくてカール大帝の建てたドイツ國家の連續とも見られるドイツ國民の神聖ローマ帝國(*Das Heilige Römische Reich Deutscher Nation*)を第一ライヒと稱し得るに至つたのである。マイヤー百科大辭典第七版第十卷(一九二七年)に於ては、*Reich* の項になはこれが單に *das alte deutsche Reich* と記されてゐて、第一ライヒとは言はないのである。

この第一、第二ライヒが何れも『帝國』を意味したことは明かであつて、右のライヒの項には今日ラ

イヒの主たる概念となつた『大國』の次ぎに括弧して『帝國、王國』(Grosser Staat (Kaiser-, Königreich))となつてゐるのにも明かである。前述の如く、四冊本ブロッハウス(一九二二年版)にも、單獨には Reich の項目がなく、Empire の項目に、Kaiserreich, bes. das franz. unter Napoleon I. und Napoleon III. と記され、明かに帝國即ち皇帝を載く國家を意味してゐる。誰も知る如く、近世のフランスで帝國を稱したのは、ナポレオン一世の第一帝國とナポレオン三世の第二帝國あるのみで、その他三個の共和國以外は皆王國を稱したのである。これは前記のマイヤーに於ても Empire の項に Reich, Kaisertum, Kaiserreich として、ライヒの文字は這入つたけれども、依然としてナポレオン一世と三世の帝國を最初に掲げ、次ぎに東ローマ帝國(四七六年以降の)と本來のローマ帝國(四七六年以前の)及び神聖ローマ帝國とを例示してゐるのによつても明かである。

それ故、戦前の Reich, Empire を帝國と譯することは至當であつて、何れも皇帝を戴いてゐる。これを引き離しては考へられないのである。ライヒには常にどこかに皇帝の香りがするのであつた。そこで戦後皇帝のゐなくなつたライヒに對してもなほ帝國と譯することは適當であるとはいへないのである。同じライヒであつても、さすがにワイマー共和國を帝國と譯する人は殆んど存しないが、或は聯邦と譯し、又前述の如く、美濃部博士の意を籠めた譯語を見た次第であるが、Das dritte Reich に對しては之を我國で『第三帝國』と譯する人が少くないのである。例へば、大類博士(二七)や土橋友四郎氏(一八)な

ど(一九)の近著を初めとし、新獨逸國家大系(二〇a)年鑑(二〇b)諸新聞(二一)等枚舉に違あらずである。かく Reich = Empire = 帝國と譯することは、たとひ不適當であるにしても、確に便利に思はれはするが、しかし日本語として皇帝なき國を帝國と稱することは、美濃部博士がワイマー共和國のライヒを、單に國と譯したこと、同様にいかにも落着きなき感を與へるのである。

漢字の用ゐられてゐる支那に於ても、我が國に於ても、帝國とは本來皇帝のある國家を意味するものである。即ち『辭源』(二二)には

〔帝〕 ①君也。王天下之號。如三皇五帝。②神之尊者亦稱帝。如白帝、赤帝。〔下略〕

〔帝國〕 ①有皇帝稱號之國。曰帝國。對于王國、公國、及民主國之稱。②本國之勢力能兼併他國或他種族之稱。如英吉利本王國。聯合印度、加拿大、澳大利亞等領地則稱不列顛帝國。普魯士本王國。兼主聯邦則稱日耳曼帝國。是也。故美國爲民主國而亦採用帝國主義。參看帝國主義條。

とあつて、皇帝の稱號ある國を帝國といふのである。富山房の『國民百科大辭典』(二三)にも〔帝國〕の條に次ぎの如く記されてゐる。その後半に記してある最近の用法については前に(二四)説明した事柄であるが、こゝでは我が國語の『帝國』をも、皇帝なき國家にまで推し擴めんとするかの如く見え、如何かと思はれる。

〔英〕 empire (獨) Reich 皇帝の統し召す國家、我國に於ては天皇の統治し給ふ國家、即ち大日本帝國のこと。皇國。すめらみ

Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について (間崎)

(二〇a)

二一

くに等と同義。欽明記に『百濟王臣明謹、遣陪臣怒喇斯致一奉三傳帝國一流三通畿内』とあれば、その語の可成り古くより用ゐられた事が知れる。世界史的に見れば神聖羅馬帝國 (Heiliges Röm. Reich Deutscher Nation) の如き古き使用法があつて、王の統治する王國 (Königreich) に對して皇帝の統治する Kaiserreich を意味した。併し最近では Frankreich, Österreich の如く、必ずしも皇帝の統治する國を指さず、寧ろ大國の名稱の感がある。殊に最近ナチス・ドイツが愛用する第三帝國 (Drittes Reich) の如き場合は、皇帝支配の意味よりも、ビスマルクが1870完成した小ドイツ國家に反對して、大ドイツ帝國の建設、即ち、ドイツ民族のヨーロッパ的支配、特に中央ヨーロッパの地域をドイツ民族によつて支配すべしとなす理念で、超國家的意味が含まれてゐる。

以上によつても知られる如く、帝國は本來『皇帝のある國』であるが、日本語その者の意味を變更して、Reich=Empire=帝國と、その意味に拘泥せず、常に帝國と譯するの便法をとるのでなければ、一部に行はれてゐる如く、『ドイツ第三國家』(二五)といふが如くに、『國家』と譯するか或は寧ろ全部を『ライヒ』(二六)と譯した方が穩當である様にも思はれるのである。

(1) The First Reich according to a now fashionable classification inaugurated, not by National Socialism, but by a "revolutionary Conservative," Moeller van den Bruck, who coined a new catchword in his *Das Dritte Reich*, published in 1922. (F. Morstein Marx, *Government in the Third Reich*, 1936. P. 17)° 又本書の出版は右の如く一九二二年となつて居る。又 F. Ernsth, *The New Germany: National Socialist Government in Theory and Practice* (American University Studies in International Law and Relations, No. 2), 1936. P. 35. の脚註に *Das dritte Reich* (1922). となつてゐる。

(11) Moeller van den Bruck, *Germany's Third Empire*, Authorized English Edition by E. O. Lorimer, 1934. 以下は抄譯である。

(三) さう舊くもない本書出版の日附に一年の誤差を生じてゐることは如何にも不思議である。これは初版を見さへすれば分ることのやうではあるが、しかし書物には翌年の日附を印刷して置き乍らその前年に市場に出た實例もあるので、單に書物記載の日附のみをとつて確實を期し得るとは限らないのである。それは兎に角、本書第三版(一九三一年刊行)八頁に、その初版から採録せられた Heinrich von Gleichen 宛の著者の書翰の日附が『一九二二年十二月、ベルリンに於て』とあるところからマックス氏はこれを本書刊行の日附と見誤つたものであらう。さうだとすれば本書の初版は同書の卷末にある原著者の略傳の中にも(二四八頁)、英譯序文に言ふ通り一九二三年となつてゐるのであるからその方が正しいのである。

(四) 原書第三版二四八頁、英譯序文九頁、及びマークス、一七頁。

(五) 英譯序文八頁。もちろんナチスの實際運動がヒットラーと共に進行したことは言ふまでもないのである。

(六) 第三ライヒ原書六―七頁、英譯一三―一四頁。

(七) 原書七頁、英譯一四頁。

(八) プリタニカ 第十一版 九卷三五六頁。

(九) 原書七頁、英譯一四頁。

(一〇) F. M. Marx, Government in the Third Reich, 1936. P. 3. & The span between 1918 and the Hitler revolution is today looked upon a vacuum: the ideological desert of Weimar democracy (P. 17) 及び F. Ernsth, the New Germany, 1936, p. 48 及び the March events of 1933 terminated in dramatic way the *interregnum*, the "fourteen years of misery and disgrace" that lay between the downfall of the "Second Reich" in 1918 and the rising of the new state, the "Third Reich." とつてゐる。又ケルロイター氏は「偽りの國家」と説いてゐる(矢部、田川共譯、六九頁)。

(一一) Calvin R. Hoover, Germany Enters the Third Reich, 1933.

Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について(間崎)

(一二) Germany was entering the Third Reich, (Marx, p. 48). もちろん正式には、ヒンデンブルクの死後、ヒットラー氏が大統領に當選してからのことである。

(一三) Das zweite Reich war ein Zwischenreich,—Moeller van den Bruck, *ibid* S. 242. 英譯二五八頁。

(一四) 同上原書二四二頁、英譯二五九頁。

(一五) F. L. Schuman, Germany since 1918, 1937. P. 3. note. しかしこの説明は現在の説明としては適用せられるけれども、前に(二aの註二)記した通り、プロシヤ・ドイツにも皇帝はあつたので、その以前にまで及ぶことは、少しく無理であらう。ローマ時代のそれは近世では廢れてゐるのである。

(一六) Dr. H. Schnee, Deutsche Geschichte von Bismarck bis Hitler, 1934. S. 5.

(一七) 大類伸著 列強現勢史・ドイツ (富山房文庫) 七頁。同・中東歐諸國 (富山房文庫) 三頁。

(一八) 土橋友四郎著 ナチス獨逸國の修正憲法 一四頁。

(一九) 貝島兼三郎譯 ナチス戰時國家體制 一九頁、六四頁、六五頁等。今泉孝太郎著 ナチのつづて 二七六頁、二七七頁。

(二〇a) 本文の校正中第一卷が刊行せられた。

(二〇b) ヨーロッパ年鑑 一九三五年版 二六〇頁。

(二一) 『第三帝國』なる語は諸新聞に絶えず散見する所である。例へば近くは東京日日新聞昭和十四年四月十六日號には「新しき生活共同體へ獨第三帝國完成の秋」と大きな見出しが掲げられ、東京朝日新聞昭和十四年四月二十三日號松田道一博士の歐洲火線の源(3)にも、『ナチス治下の第三ドイツ帝國は最早や虐げられたる戰敗國にはあらずして……』とある。

(二二) 中華民國四年十月初版、同九年十月十六版「丁種」寅一七五頁。

(二三) 富山房 國民百科大辭典 第九卷二八二頁。

(二四) 前節(三a)参照。

(二五) 日本電報通信社刊 獨逸大觀(一九三七—一九三八)一頁及び二七頁。

(二六) オットー・ケルロイター著矢部貞治、田川博三譯ナチス・ドイツ憲法論の序文一頁には第三帝國と記されてゐるが、ライヒの譯語は全卷に見られる。例へば一五頁、二七頁、三三頁、六五頁等。しかるにこれに反し孫田秀春氏の譯文(序及び緒言二頁及び四頁)には「第三國家」と記されてゐるけれども、其他全卷を通じて第三帝國なる譯語を用ゐてゐるのは、本文校正中に刊行せられた新獨逸國家大系第一卷政治篇I(例へば二五頁、二七頁、三三頁、三四四頁、三六一頁等)であるが、同書に於ては譯語の統一と正確を期せんとして、卷末に適譯語註解を附し Reich に對して(前略)「ライヒ」として譯さずに呼稱するのも一方法ではあるけれどもそれでは工夫しないと同様であるが、「ライヒ」とルビを附しつつ「ドイツ國」「國」とする。Das Dritte Reich は『「帝」國』ではないけれども從來の傳統により、ルビを附しつつ「第三帝國」と譯出して宜しからう。「第三國家」ではなほ上述の民族的大ドイツ國家の傳統的の意味が出ないからである(下略)(五頁)とあるが必ずしもさうは言へないのである。

四 イギリスに於ける「エンパイア」の新しい意義

a The British Empire の舊來の意味(一)

イギリスに於ては古くから an empire であることが主張せられ(二)、アングロ・サクソンの諸王は西方の諸君主に擅用せられてゐない帝號を稱してゐた(三)のであるが、それはヘンリー八世の主張にも見られる如く、他の君主に對して忠順の義務を負はない獨立の主權國家であることを意味し(四)、寧ろ『威嚴』を表示するものであつた(五)。

その後、この語は二つ以上の國の合同によつて構成せられた複合國(a composite state)を意味する様になり(六)、一六〇三年にスチュアート家のジェームス一世がイギリスの王位に上り、英・蘇兩王國が君合國となると共に、『一島一王國』(one isle one realm)の理想が實現せられ(七)て、直に Empire と記され(八)、王も一六〇四年の勅語の中に『是等二大國から成れる我等の imperial monarchy は今後長らく向ふ所敵するものなき大ブリテンの王國 (Monarchy of Great Britain) といふ合同の名稱を保持すべきである』(九)と宣言し、『大權の發動により』王自から大ブリテン王 (King of Great Britain) の稱號を採用した(一〇)。この新名稱が漸くにして一般に使用せられる様になり、British Empire(一一)と Britannie Empire (一二)なる用語も折々用ゐられた。この兩語の中に西印度諸島や米大陸の植民地が含まれる様になつたのは、一六八九年にリットルトンが The British Empire(一三)と述べたると、一七〇七年五月一日に Great Britain が英・蘇兩王國の法律上の用語となつてから數ヶ月後に、オールドミクソンの書物の中に數回使用せられた(一四)のに始まるのであるが、しかしこの語は公式に使用せられたものではなく、未だ政治上の通用語でもなかつたのである(一五)。

しかるに英人はその領土の擴大に伴ひ、七年戦争の終末頃から Great Britain が世界國家となつたことを意識し始め(一六)、斯様な事實の意識が高まるにつれ、政治家達はこれを記述すべき術語を必要とするに至り、是迄普及してゐなかつた The British Empire といふ語が一般に使用せられる様になつた。英

本國のアメリカ植民地への課税權の論争がこの語の普及を助け(一七)、ジョージ三世により遠慮勝に使用せられ(一八)、又チャタムの演説(一九)にも現はれたが、遂にバークにより判然たる用法を見るに至つたのである。彼はこの語を『共同の一元首を戴く數國家の集團』であつて、『社會團體の大なる政治的聯合』であると定義してゐる(二〇)。これは「エンパイア」の今日用ゐられてゐる一つの意味である。

以上に於て「エンパイア」といふ言葉は、主權國家としての舊意義から複合國や植民地又はその聯合を意味することが、實際的に使用せられた言葉の上から、明かにされた譯であるが、十九世紀に至り是等の事實が、英國王の稱號の變化の上に窺はれ、世界大戰前後よりして英本國と植民地との關係の異動につれ、次ぎに説く如く、從來使用せられてゐた種々の用法が次第に統一せられて、今日判然たる新意義をとることになりつゝあるのである。

(一) 本節は *The British Empire*, by C. H. Firth, in the *Scottish Historical Review*, Vol. XV., No. 59, April, 1918. Pp. 185-189 によるところが多い。

(二) "This realm of England is an Empire," Froude, *History of England*, Vol. I. P. 428 (ハーマース、一八五頁)。

(三) 十世紀のフングロ・サクソン文書にはスタブスがその憲法史に記してゐる如く帝號が使用せられてゐた、即ち *Aethelstan* から *Canute* に至るまでの英王は正規に帝號 (*Basileus, Caesar, Imperator* の何れか) を主張してこれを使用し、又エドワード一世、リチャード二世、及びヘンリー五世は *Emperor* を使用してゐたのであるが、これはフリーマンの言ふ如く、イングラントを『第三の帝國』と見做したことはない(大英百科辭典十一版九卷三五二頁)であつて、Sir Francis Palgrave も言ひてゐる如く、寧ろ『威嚴』を表示するためのものであつた(Hammerton (editor), *Universal History of the World*,

Vol. I. P. 398).

- (四) ヘンリー八世は例の離婚問題に絡んでローマ法王の羈絆を脱したとき、單に法王のみならず神聖ローマ皇帝からも獨立を主張し、英國會がローマ法王への上告禁止法 (Statute of Appeals, 1533) の中に『古い信據し得る種々雜多なる歴史及び年代記により、このイギリス王國は同じ帝冠と威嚴と王領とを有する「一人の最高の元首にして王」により統治せられる an empire である』ことを宣言してゐる (ハマートン、三九八頁)。*The Shorter Oxford Dictionary*, 1933. Vol. I. Empire の項に、*a sovereign state 1532* とあるのは右の意味である。

- (五) ハマートン、三九八頁。

- (六) ファース、一八五頁。

- (七) 攝政ソマセット公は、英蘇兩王國の合同案を立てたとき、兩國の人民を『編み込んでネーションとなし』一島一王國の成立を説き、蘇蘭の國民主義者からの攻撃に對應すべく、彼は England と English; Scotland と Scottish の名稱は廢止さるべきであり、聯合王國 (United Kingdom) は Empire と稱せらるべく、その主權者は Emperor of Great Britain と稱せらるべきであると提言してゐる (ファース、一八五頁)。

- (八) 一六〇四年刊行の匿名の一小冊子はこの合同を『古來の最も幸福なる Empire の發端』であると稱してゐる (ファース、一八六頁)。

- (九) 一六〇四年十一月十五日の勅語。

- (一〇) ジェームス王は一六〇七年三月三十一日兩院への勅語の中に二回この語を使用し、『朕が合同を求める譯はひたすら卿等の Empire の隆昌を圖らんがため』といひ、更にこの合同によりイギリスの若干の商業都市が亡びるであらうといふ論據について『もし Empire が利益を得て、ますく隆昌に赴けばそれはどうでもよい』と言つてゐる。王は又この新國家に新名稱を附して、これを Greater Britanny と呼びたかつたが、法律家の反對で心ならずもその提案を撤回したとき、王は『判事や卿等

の論據が至當であるので之を撤回したのではない。……朕は法律上の急變が意外の結果を齎すべきことを憂ひて、適當の時期までこの名稱を延期したのである』といひ乍らも、未だ合同の商議の纏らない中に、上の勅語を見たのである（フアース、一八六頁）。

(11) John Dee がシホーム一世に提出した一六〇四年六月五日附の請願書中に、王のことを『The most blessed and triumphant monarch that ever this Britsh Empire enjoyed. (フアース、一八六頁)』。

(12) シハムンは一六一四年六月刊行の小冊子 *Of Reformation in England* を次の祈禱文を以て結んでゐる。O thou that... didst build up this Britanick Empire to a glorious and enviable height with all her Daughter Islands about her, stay us in this felicity.

(13) Edward Littleton of Barbados, *The Gnoans of the Plantations*, p. 26 (フアース、一八七頁)。

(14) John Oldmixon, *The British Empire in America, containing the History of the Discovery, Settlement, Progress and present state of all the British Colonies on the Continent and Islands of America*, 1708. の中に、數回は等植民地のことを、帝國の附屬物ではなくその一部であると説き、その人口を三十五萬人であるとし、British Empire のその他の臣民を八百萬人であると推算し、又『アメリカに於ける我が植民地は我等の損失どころではなく、國家の光榮と利益のために、斯ほどまで有利に使用し得るところは British Empire にはないであらう』と言つてゐる（フアース、一八七頁）。

(15) この一語は Bolingbroke や Walpole の演説を初めとし、十八世紀初期のイギリス議會の討論中にも使用せられてゐない。その一般的使用はジョージ三世の治世になつてからである（フアース、一八七頁）。

(16) 一七六三年に大ブリテンの人民は約八百萬人を算へ、アイルランドに約二百萬、アメリカの植民地に二百萬乃至二百五十萬、その他パリ條約によりカナダに約六・七萬のフランス人を加へ、他方インド人二千萬人がその治下に入つた。かくて英人に世界國家の意識が高まつた。バークの言を以てすれば、イギリスは『我等の德能と我等の幸運とによつて東方と西方の極限にま

で擴がつた a great empire の一部』となつたのである。E. Burke, Speech at Bristol, 3 Nov., 1774; Works, iii. P. 237. マサチューセツの知事 Pownall もこれを説いてゐる(フアース、一八七—一八八頁)。

(一七) 一七六五—一七七五年間に普及す。その詳細はフアース、一八八頁。

(一八) ジョージ三世は一七六二年十一月二十五日の議會への勅語に於て『The Empire of Great Britain に加はつた廣大なる領土のことを説いてゐるが、その「姫子島」といふのはマンの島と海峽諸島及び當時イギリスの植民地と認められてゐた恐らくアイルランドを指したものの様であるが、米大陸の植民地や西印度諸島は明かに這入つてゐなかつた(フアース、一八七頁)。その後は後退して舊の如く my kingdoms (一七六三年十一月十五日) とか my dominions (一七六五年十一月十日) などといつてゐる。後ちに王が British Empire の語を使用したのは一七七四年十一月三十日からのことである(フアース、一八八頁)。

(一九) チャタムは一七七六年一月十四日に初めて使用し、その後一七七一年五月一日と一七七五年二月一日に使用してゐる(フアース、一八八頁)。

(二〇) E. Burke, Short Account of a late Short Administration, 1766 には、Rockingham 政府が印紙條例を撤回して The British Empire の紛擾を鎮定したことの記事に筆を起し、一七七五年三月二十二日の米國との和解に關する演説はすべてが British Empire の一般政策に關する彼の思想の發表に費されてゐる。その中に引用の言を見るのであるが、彼は又一七七四年四月十九日のアメリカ植民地への課税に關する演説中に、初めて『この島の地方的立法部』としての議會と、『帝國的性質』の議會との間に、區別を立てゝゐる(フアース、一八九頁)。

b 英王の稱號としての Emperor の意味

プロシヤ王にしてドイツ皇帝であつた廢帝ウィリヤム二世が好んで Wilhelm I. R. と署名した(一)こ

とは人のよく知る所であるが、I. R. 或は R. I. の略字はラテン語で『皇帝と王』を意味する Rex et Imperator の首字をとつたものであつて、その祖父プロシヤ王が、獨佛戰爭中にドイツ帝國を建設してその皇帝を兼任することになつてから、かく稱するに至つたものである。

『皇帝』(Emperor) とは、誰も知る如く、中世以來は諸『王』(King) に對する上位概念であつて、ブライス卿もその名著に於て A king could not be a universal sovereign, for there are many kings: the Emperor must be universal, for there had never been but one Emperor. (11) と云ひ、マリオット氏は皇帝は本來『王中の王』(a King of Kings, a Shah-i-Shah) であつて、German Emperor や His Majesty King George V in India の如きであると言つてゐる(12)。

イギリスの王又は女王は、エリザベス女王を始め(四)、ウィリヤム三世及びジョージ一世、二世、三世皆それ／＼ William R.; George R. と自署してゐる(五)。R は何れもラテン語で王たる地位を表示するものであるが、ヴィクトリヤ女王よりはエドワード七世以下ジョージ五世、六世皆それ／＼ Victoria R. I.; Edward R. I.; George R. I. と R の後に I の字を加へて署名してゐる(六)。これはイギリス王は、上述の如く以前に帝號を使用したことあるも、近くはこのヴィクトリヤ女王のときから從來の王國がインドに於て帝國を稱し、之が王號に加へられることとなつたからである。我等が King としての英王を邦語で「皇帝」と記してゐる(七)ことは、こゝでは別問題なのである。

前述の『名は實の賓なり』といふ意味に於て、英國王の稱號の變遷について見るならば、ヴィクトリア女王のとき、それ迄事實上發展を遂げてゐたインドを、法制上に於ても英國王の直轄地とするために、一八七六年時の首相ヂスレーリの提議に基き、*The Royal Titles Act* により、女王が從來の稱號の上に *Empress of India* の新稱號を附加することになった。之に對しては、後には可笑しい様だと言はれたけれども(八)、當時は自由黨側から激しい反對を受けたのであるが、一八七七年一月一日カルカッタ、ボンベイ、マドラス、デリーに於て盛儀の中に新稱號の採用が、印度の人民と諸侯に宣布せられたとき、この *Kaisar-i-Hind* の稱號は非常な歡迎を受けたのである。かくて英王の稱號は從來の稱號の次ぎにイタリアの部分が加はつて、*Victoria, by the Grace of God of the United Kingdom of Great Britain and Ireland Queen, Defender of the Faith, Empress of India* となった。

その後十九世紀に於ける英「帝國」の急速なる發達により、自治領 (*The Dominions*) はインドに劣らず王號中に重要な地位を占むべきことが適當とせられ、今回は前回の如き激しい反對を見ることなく滿場一致を以て通過したる *The Royal Titles Act* により、王號を左の如く追補し、一九〇一年十一月十四日宣布せられ、同日官報に掲載せられた(九)。かくて政情の變化に伴ひ王號は更に次ぎの如くイタリアの部分を加へたのである。即ち、*Edward VII, by the Grace of God of the United Kingdom of Great Britain and Ireland and of the British Dominions beyond the Seas King, Defender of the Faith, Emperor*

of India. となつた。

かく事實に適應すべく變化し來つた英王の稱號は、最後に世界大戰後に於ける自治領の地位向上と、アイルランドの自治のために、南アイルランドを別格として United Kingdom から引きはなし、一九二六年の帝國會議に基き、一九二七年よりは重ねて次ぎのイタリックの部分を変化したのである(一〇)、即ち George V, by the Grace of God of Great Britain, Ireland and the British Dominions beyond the Seas King, Defender of the Faith, Emperor of India. となつた。

かく變更せられた王號に於て、皇帝或は女皇を稱してゐるのは、何れもインドに於てもあつて(一一)、前述の諸王の自署に見られるのは、インドの皇帝或はその女皇の意味なのである。その點は恰もイタリ―王がその王號に最近附加するに至つたエチオピア皇帝といふのと同じであつて(一二)、神聖ローマ皇帝が選舉せられた全體に對しての帝號の次ぎに、順次自己の所領に基く爵位を列舉せるのとは趣を異にし(一三)、英王はその所領の一部に帝國を有するのである。皇帝の治むるところが即ち帝國であるといふことではなく、イギリス語では、印度と、植民地と、全國と、何れにも帝國を稱してゐるのである。

(一) 例へば Kaiser Wilhelm II., Ereignisse und Gestalten aus den Jahren 1878-1918. の扉の署名、又は Sir J. A. Hamerton (editor), Concise Universal Bibliography, p. 1401.

(11) James Viscount Bryce, The Holy Roman Empire, new ed., 1919. P. 102. 占部百太郎先生譯『神聖羅馬帝國』(泰西名

Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について(間崎)

(三二)

三三

著歴史叢書) 九九頁。

- (三) The Conception of Empire: How it has moulded history, by Sir J. Marriot, in J. A. Hammerton's Universal History of the World, Vol. I. P. 389. 「王中の王」といふ句は古代ペルシヤ以來使用せられ、キリストをも指すのである。
- (四) Elizabeth R (Sir J. A. Hammerton (editor), Concise Universal Biography, p. 555)。
- (五) ウィリヤム三世(同1四〇〇頁)、ジョージ一世、二世及び三世(同六四六頁)、ジョージ四世(同六四七頁)。
- (六) ヴィクトリヤ女王(同1三三七頁)、エドワード七世(同五四四頁)、ジョージ五世(同六四七頁)、ジョージ六世(ロンドン・タイムス週刊、一九三八年十月六日號四頁に載つた同年十月二日附勅書の寫眞)、エドワード八世(一九三六年十二月十日退位宣言書の寫眞)。

(七) 我が國ではベルギーの如き小國の王であつても、又イギリスの如き大國の王であつても、その外國語に於ての資格は King であるにも拘らず、國際儀禮上すべて一様で『皇帝』と譯する慣例になつてゐる。しかしこの日本式外交用語は中世以來の國家又は國君の資格を示す歴史上の用語としては他國には通用しないものである。

- (八) The Political History of England. Vol. XII 1837-1901, by S. Low and L. C. Sanders, 2nd. ed., 1910. P. 279; Modern England 1885-1932, by Sir J. A. R. Marriot, 1934. Pp. 478-9. なほその經緯については A. B. Keith, The King and the Imperial Crown, 1936. Pp. 9 ff.

(九) マリオット、『近代イギリス』一七五頁。

(一〇) 同上1七六頁、間崎万里『イギリス』と國號の變化(史學九の一、一〇二頁)、キース、四二五頁。

(一一) Since 1876 it has been used by British monarchs in their capacity of sovereigns of India (*Kaiser-i-Hind*) (The Encyclopaedia Britannica, 11 th. ed., 1910. Vol. IX. P. 346.)

(一二) 例へば獨伊軍事同盟條約の冒頭に『ドイツ國總統及びイタリア國王、アルバニア國王並にエチオピア皇帝は……』(東京朝日

新聞五月二十三日號(二面)とある如き、それ／＼の國に於て稱號をとつてゐるのである。

(二三) 例へば一八〇六年フランス皇帝辭位の勅書の初の部分に次ぎの如く記されてゐる。こゝでは分り易く、J. H. Robinson, *The Abdication of Francis II. (University of Pennsylvania Translations and Reprints from the Original Sources of European History, Vol. II, revised, no. 2. P. 16.)* からの英譯を掲ぐ。

We, Francis the Second, by the grace of God Roman Emperor Elect, Ever August, Hereditary Emperor of Austria etc., King of Germany, Hungary, Bohemia, Croatia, Dalmatia, Slavonia, Galizia, Lodomeria and Jerusalem; Archduke of Austria etc.

c The British Empire の意味

現行の用語法に於ての The British Empire なる語は、インドのそれではなく、インドを含めるものである。それはバルフォア報告(一)に、『聯合王國とは英聯邦 (The British Commonwealth of Nations) と自治領の成員として自由に聯合したる……英帝國 (The British Empire) 内の自治團體で』あつて、インドの特殊地位は、同報告に於て『一九一九年のインド統治法 (一九三五年改正せられて現在の統治法となる) により定められた……帝國內に於けるインドの地位』(二)と説かれてゐるのによつても明かであらう。

けれども Empire なる語は、The First British Empire (三)、The Second British Empire (四)など、主として英本國に對して植民地を指すこともあれば、國際聯盟に於けるが如く、一般の用法に反して他の自治領と區別するために、英本國を稱することもある(五)。又英本國と植民地の雙方を含む『キングの全

領域に適用せられ『(六)右の第一、第二英帝國に The Third British Empire(七)の新語を加へて別の意味に用ゐることもあり、或は逆に『より少い用法に於て聯合王國とその屬領を表示する』(八a)こともある。それに The British Empire は The British Commonwealth of Nations という語の別名としても使用せられ(八b)或は補足的に兩語が併用せられることもある(九)。我が國に於て「イギリス」といふ用語が甚だしく混用せられてゐる如く(一〇)、この語も亦英人自身の間に於ける用法に於て非常な混雜がある(一一)。それ故、公平なる見地に立つて、研究資料の供給を目的とする半官半民的な研究團體の報告である The British Empire(一二)といふ書物には、その一〇頁に、Empire と Commonwealth の現在の用語法について解釋を下してゐるが、前述のバルフォア報告の中にもインドの特殊地位に關して、『英聯邦内に於てインドによつて保有せられた重要な地位』とも、前述の如く『インド統治法により定められた……帝國内に於けるインドの地位』とも記されてゐるので、Empire と Commonwealth が殆んど同一の意味に使用せられてゐる。それで『これは權威的な先例に最も近い』とせられ、同書に於ては陛下の全領土を示すのに Empire と Commonwealth の兩語が用ゐられてゐる。さうして『諸國の集團』が『全體』として見られる場合には Empire を用ゐ、その屬領と共に、自治諸領間に存する『自由なる聯合』といふ關係に注意が拂はれる場合には Commonwealth を用ゐ、かくして現在一般的となりつゝある慣例に遵つて、その用語上の區別を立てゝゐる。

これは大戰前後からして英本國と諸自治領との間に於ける政治的關係が異動し、英本國がその自治領に對して上位概念ではなく、寧ろ對等に近き關係に進みつゝあつたので、この二様の言葉によつて、その全體が表示せられる様になり、一九二六年の帝國會議の補足とも見るべき一九三〇年の帝國會議により、その法制上の關係が確立し、一九三一年のウェストミンスター法(二三)を見るに至つたのである。

この Empire は、新しい『社會科學大辭典』(一四)のブライジヒ教授によつて説明されてゐる二様の意味の中、廣き散漫なる意味にいふ『緊密に統一せられ、内的にも外的にも、優勢なる發展を遂げた各君主國』を示すものではなく、寧ろその狭い意味にいふ『廣大なる面積の、構成的諸部分が複合性の、勢力の偉大なる大王國或は世界國家』を意味するのである。かくてそこに例示してある様に、又舊來言はれてゐる様に、ペルシャの、アレクサンダーの、ローマの、支那の、カロリンガの、ナポレオンの、諸帝國のみならず、更にイギリス及び從來の意味で Empire ということは聊か無理である様に思はれるところの、アメリカ合衆國、ロシアの現在の諸國家を含み、更に前述のドイツ第三「ライヒ」、フランス共和國をも含むことになるのである。

之と關聯して「エンパイア」の用法には領域的大國的意思に於ての The Athenian Empire(一五)、The medieval religious empire(一六)、The Venetian commercial empire(一七)などがあり、特に大植民地の場合に於て舊來使用せられ來つた意味に於ての The colonial empire(一八)、The French colonial empire

(一九) The new French, German, and Italian colonial empires(二〇) & Two colonial Empires(二一) 即ち前述の The First British Empire と The Second British Empire などがあるけれども、是等は何れも純粹の帝國ではないのであつて、便宜上帝國と譯してゐる(二三)までのことである。この譯語の當否は別として、「エンパイア」が大なる領域を示す言葉として用ゐられてゐる點は、その新しい用語法とよく一致してゐる。或は寧ろ新しい用語法はこの方へ移り行いたものでもあらう(二三)。

要するに、少しく獨斷の嫌はあるかも知れないが、「エンパイア」の意義は、當事者その人の稱號、或は舊來の概念を軽く見て、その領域の大きな(或は複合性の)國家を指すことになつたのである。即ち前述のドイツの場合と同じく、こゝでも主權者たる人的要素よりも、寧ろ統一的地域的要素に重きが置かれる様になつたのである。

(一) The Report of the Inter-Imperial Relations Committee of the Imperial Conference of 1926. には “They [英本國と自治領] are autonomous communities within the British Empire, equal in status, in no way subordinate one to another in any aspect of their domestic or external affairs, though united by a common allegiance to the Crown and freely associated as members of the British Commonwealth of Nations.” といふ。

(二) The British Empire, A Report on its Structure and Problems by a Study Group of Members of the Royal Institute of International Affairs, 1937. P. 10.

(三) A. B. Keith, The First British Empire, 1930.

(四) Ramsay Muir, A Short History of the British Commonwealth, Vol. II. 2nd. ed., 1922, p. 134.

(五) Great Britain and the Dominions [Lectures on the Harris Foundation 1927], 1924. P. 93.

(六) 上掲『英帝國』一〇頁。The Statesman's Yearbook より全題を省く。"To complete the meaning of the British Empire in general, there must be, of course, be added the United Kingdom itself." (A. B. Keith, The Governments of the British Empire, 1936. P. 18)

(七) Sir John A. R. Marriott, The Evolution of the British Empire and Commonwealth, 1939. P. 8.

(八 a)(八 b) 上掲『英帝國』一〇頁。

(九) 本節の註(七)の書名を見よ。

(一〇) 間崎万里『イギリス』と國號の變化、史學九の一、一〇二頁。

(一一) "In a book of this kind there must inevitably be difficulties in use of the terms 'British Empire' and 'British Commonwealth of Nations.' In both popular and official use there is a great deal of confusion:....."(The British Empire, p. 10.)

(一二) 本節の註(二)を見よ。

(一三) "It [一九二六年の帝國會議の宣言] was a programme then, not a statement of legal fact, but the Statute of 1931 made the way open to convert it into fact, so far as domestic affairs were concerned." (A. B. Keith, The King and the Imperial Crown, 1936. Pp. 425-6).

(一四) Encyclopedia of the Social Sciences, ed. by E. R. A. Seligman and A. Johnson, Vol. V. 1937. P. 497.

Empire, (by Kurt Breysig) 以下 There have been two concepts of empire and the word has been used in two ways. In a narrower sense the term corresponds to the Latin Imperium and signifies a large kingdom or world state of vast dimensions, multiplicity of constituent parts and great might, like the Persian, Alexandrian,

Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について (間崎)

Roman, Chinese, Carolingian and Napoleonic empires and the present states of England, United States and Russia. In a wider but looser sense the term empire is used to refer to every monarchy which is closely unified and powerfully developed both internally and externally. など。

- (一五) J. H. Prested, *Ancient Times*, 1916. Pp. 333 ff.; J. B. Bury, *A History of Greece to the Death of Alexander the Great*, 1924, Pp. 336 ff. など The Confederacy of the Delos becomes an Athenian Empire. など一語がある。しかし、アテネの統治が imperial として適當に記述され得るかは異論のある所である (Marriott, *The Evolution*, pp. 1-2.) が、それは疑もなく 'federal' である (Hammerston, p. 402)。

- (一六) R. L. Ashley, *Early European Civilization*, 1916, Pp. 411 ff.

- (一七) A. E. R. Boak, A. Hyma, and P. Slosson, *The Growth of European Civilization*, 1938. P. 420.

- (一八) A. B. Keith, *Letters and Essays on Current Imperial and International Problems*, 1935-6, 1936. P. 13.

- (一九) R. Muir, *A Short History of the British Commonwealth*, Vol. I. 2nd. ed., 1922. P. 526.

- (二〇) C. J. H. Hayes, *A Political and Social History of Modern Europe*, Vol. II. rev. ed., 1929. P. 550.

- (二一) Sir John Marriott, *This Realm of England*, 1938. P. 377.

- (二二) 東京朝日新聞昭和十四年二月四日夕刊紙上「パリ三日發同盟」電報中に、『吾人はフランス本土同様フランス帝國の凡ゆる部分とあるが、この『フランス帝國』とは植民地のことである。また大熊眞著アフリカ分割史には『オランダのアフリカ帝國』(岩波新書一〇頁)、『イタリーの北阿帝國建設』(同書一九九頁)などと記されてゐる。

- (二三) 一八七九年刊行の *The Encyclopaedia Britannica*. 9th. ed Vol VIII. P. 181 には、Empire の項に、a term used to denote either the territories governed by a person bearing the title of emperor, or, more generally, any extensive dominion, ともいつ、皇帝の治むる國と大領域とを擧げてゐる。これが、一九一〇—一九一一年刊行の第十一版九卷三

四十頁に於て a term now used to denote a state of large size and also (as a rule) of composite character, often, but not necessarily, ruled by an emperor—a state which may be a federation, like the German Empire, or a unitary state, like the Russian or even, like the British empire, a loose commonwealth of free states united a number of subordinate dependencies. となり、皇帝の有無が問題でなくなつてゐる。尤もこのときはドイツにもロシアにも皇帝があつたのである。

五 結 論

前述の諸點を綜合して見れば、

Empire は、その本來の意味に於ては(一)、ローマの imperium のもつところの支配的權力に重きが置かれ、次いでその支配者の勢力の増加と共に、『皇帝』なる絶対權力者の完成を見、支配權と個人に重點が置かれる大國家を意味する様になり、ローマ帝國の崩壞後も Universal Empire の思想と(二)、世界的宗教の觀念が残り(三)、後者がカトリック教會に於て最も有効に實現せられた後、前者は中世から近世に亙る神聖ローマ帝國に於て政治的方面に具現せられたが、この國家も中世の理想としての單一字大國家の外觀は具備してゐたものゝ、歲月と共に遂にヴォルテールの言の如く、『神聖でもローマでも帝國でも』なくなり、その最高統治者としての皇帝の權力が次第に萎縮し、領域的封建國家としての自己の本領に於ける諸侯の實力に依存することになつてゐたところから、後から見れば、皇帝としての威嚴も宗

敎的の香りも共に失はれ、上古のローマ帝國と同じく、地域的大國家の殘骸が世人の頭腦を占める様になり、こゝにその國家が頗る複雑多様な諸國の集團であつたところから、その理想としてゐた統一と帝權(四)よりも、寧ろ『複合性國家』といふ概念が Empire の主たる意味・内容をもつことになつたものと見るべきであらう。

最近世に至つては、この點に關して、言はゞ欺瞞的な一八七五年のフランス憲法に示された主權者の地位(五)が、遂に皇帝を迎へるに至らないで、共和國大統領に落着いたところから、Frankreich といふドイツ語に含まれてゐる『ライヒ』の意味が、純然たる地域的のものとなり、政體や主權者の如何が問題でなくなり、これを摸してワイマー憲法に於て採用せられたドイツの國名が、等しく『ライヒ』の文字に本源的に付き纏つてゐたはずの、主權者の皇帝たることも全く度外視せられ、政體の共和政なることも問題外に置かれ、單に地域的の意味が主體とせられることになつた。次いで發生した das dritte Reich に於ても、皇帝復辟のことではなく、所謂『總統』と號して、皇帝であるとはいへない獨裁者を戴く民族發展の地盤としての地域的大國家を意味するやうになつた。

イギリスに於ては、その國は『エンペラー』本來の意味にいふ『皇帝』ではなく、『キング』即ち王の治めるところであつて、英王はその稱號の中に『エンペラー』即ち皇帝を稱してゐるけれども、これはその權力の點に於て、ローマ帝政期の imperator の如き意味にはとれないのである。この英國王の統治

する『エンパイア』は、その最近に發展せる意味に於ては、英皇帝治下の全領土を表示する言葉として British Commonwealth of Nations と同意義に用ゐられ、前者は『全體』に重きを置くときに、後者は諸自治領相互の『關係』に重きを置くときに、主として用ゐられる様になつた。随つて『エンパイア』は、今日に於ては、その統治者の何人であるかゝ問題とせられない所の Religious Empire とか Colonial Empire などの大領域としての地域的用語と同じ意味を持つことゝなり、大國としての全領土を示す地域的名稱と見られてゐるのである。

斯様に見て來ると、Empire の語義には常に皇帝といふものを戴いてゐたときの『帝國』といふ感じが、どこかに潜んでゐる様に思はれはするが、しかし現時ますます使用されるに至つた『大國家』『複合性國家』といふ地域的の意味が強まりつゝあるのである。もとゝゝ支配者に置かれてゐた重點が次第に地域その者の上に移され、屬人主義から屬地主義へと進展したのである。かくして、Ernest Barker 氏の『ブリタニカ』に記してゐる如く、今日 Empire という語は、大なる面積の國であつて、且つ通例複合性の國を表示するに用ゐられ、皇帝によつて統治せられることしばゝなるも、必ずしも然らず、聯邦なることも單一國なることも又數多の屬領を合したる自由國家の緩き共同國家なることもある(六)といへる定義と一致し、『ブリタニカ』九版に於て『皇帝の稱號を有する人によつて統治せられる領土、若くはより一般的には、廣汎なる領域を示す言葉』(七)とあるのから、逆になり、今日に於てはその後半に

於ける地域的の意味がいよゝ重きをなすに至つたことが判るのである。

しかし帝國といへば常に皇帝の統治する國といふことが念頭に浮んで来る我が國に於て、Das dritte Reich を『第三帝國』と譯することは、反譯の便宜上、次第に慣用となりつゝあるにしても、聯合國であつて皇帝のゐない上古の Athenian Empire を『アテネ帝國』、法王のゐる中世の Religious Empire を『宗教帝國』、皇帝の有無に關係のない Colonial Empire を『植民帝國』と譯し、ワイマー憲法に於ける Reichstag を『帝國議會』、Reichsrat を『帝國參議院』などと譯することの聊か不都合であるのと同様、好ましくない、否な寧ろ非難さるべきことでもあらう。たゞし Empire をすべての場合に、常に帝國と譯することの便利が、我國に於ても、もう既に多くの著作或は反譯書に於て、無意識的に或は故意に使用せられ來つてゐるのであるから、時の力が將來その様に語義を變化させることがあるかも知れない。しかしそれは兎も角、私の目的とするところは、その言葉の意義を明かにし得れば足りるのである。

(一) 元來 Empire はその語形からしてもすぐ納得せられる通り、ラテン語の imperium から出たことは、すべての辭書の記すところをみれば、Nouveau Larousse Illustré, Tome 4e; Der Grosse Brockhaus, 15te. Aufl. 5 Bd., 1930; Meyers Lexikon, 7te. Aufl., 1929. Bd. X; The Shorter Oxford Dictionary, Vol. I., 1933 等の Empire の項目を見ても知られる通り、マリオット氏はハマートン氏鑑修の「一般世界史」第一卷 (Pp. 397-414) の中で Empire の概念を記してゐるが、それによると語源的には、Empire, Emperor, Imperial, Imperialist などの言葉は、すべてラテン語の imperare (指揮する) といふ言葉に關係がある。Forcellini は一八〇五年に imperium を auctoritas quam habent dominus in servos,

pater in filios, maritus in uxorem et huiusmodi. 即ち主人がその奴隷に對し、父がその子供に對し、夫がその妻などに對する權力であると定義してゐるが、今もその通りであつて、imperium は本來ローマの長官がその命令に服従せしめんがために權力を行使する權利であつたとし、『ブリタニカ』第十一版九卷 Emperor の項にも記してある通り『從來ローマ帝國の主權者により保有された稱號、その時以後は、或は派生により、或は模倣によつて、他の主權者の種々なるものによつて用ゐられた稱號である。共和政治下に於てはこの imperator なる語は imperium を賦與せられた何れの長官にも理論上は適用せられたるも、實際上に於ては外國に於て活動し軍隊を指揮せる長官にのみ使用せられた』ものであるが、その後種々の變遷を経て、中世に於ける宗教的意義も失はれ近世に於ては専ら皇帝のみに使用せられてゐた。

- (二) 『カール大帝及びその後繼者等の念頭にあつたものは、民族的なドイツ帝國ではなく、^{イムペリアル・ウニヴェルサル}世界帝國であつて、即ち強く神政的な色彩を持ったローマ帝國の繼續といふことであつた』(矢部・田川譯ケルロイター著 ナチス・ドイツ憲法論三九頁)。
Hammeton, Universal History of the World, Vol I. P. 407.

- (三) Ibid.; James Viscount Bryce, Holy Roman Empire, new ed., 1919. P. 90; Mariott, Evolution, p. 5.

- (四) According to medieval theory, there was and could be only one emperor in the world. (Encyclopaedia Britannica, 9th. edl. Vol. VIII. 1879. P. 189.)

- (五) 一八七五年のフランス憲法に於ては、當初その草案に『共和國』なる文字を避けたので、憲法中に政體に關する文字が明記せられてゐない。たゞ『共和國大統領』なる文字より推してそれが共和國なることを暗示するに過ぎなかつたのである。之は一八八四年の「憲法の一部を修正する憲法」の第二條に於て「共和政體は憲法修正の發議の目的と爲すことを得ず」との規定を見て初めて明確にせられたのであつて、この憲法は元來王黨の多數であつた議會に於て、僅に一票の差によつて可決せられたものなので、他日國王を迎へて復辟を圖るべく、大統領の地位も立憲君主國の國王の地位に相當するものとし、共和國大統領なる文字を、國王に置き換へることによつて、その儘この憲法を王國憲法に活用すべき意圖に出でたことは、一般に認められる

とある。例へば F. A. Ogg, The Governments of Europe, rev. ed., 1926. P. 387.

(六) The Encyclopaedia Britannica, 11th. ed. Vol. IX., 1910. P. 347. 前節の註(二三)参照。

(七) The Encyclopaedia Britannica, 9th. ed. Vol. VIII, 1879. P. 181. 前節の註(二三)参照。

(一九三九、五、一六日)